

令和元年度

第1回 浜松市中央卸売市場青果部・水産物部合同市場取引委員会

日時：令和元年8月29日（木）

午前10時30分～

場所：管理棟3階 中会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 審議事項

（1）役員改選について

（2）浜松市中央卸売市場業務条例の改正について

（3）その他

4 閉 会

浜松市中央卸売市場青果部市場取引委員会名簿 (令和元年5月1日～令和4年4月30日)

番号		所属	団体名	役職名	氏名	所在地	電話	備考
1	委員	卸売業者	浜松青果株式会社	代表取締役社長	松井 英司	浜松市新貝町239-1	427-7000	再任(前委員長)
2	委員			代表取締役副社長	鈴木 周司	同上		再任
3	委員		株式会社 浜 中	代表取締役会長	池田 規	同上	427-7050	再任
4	委員			取締役社長	山下 茂春	同上		新規
5	委員	仲卸組合	浜松市中央卸売市場 青果仲卸協同組合	理事長	伊藤 嗣男	同上	427-7170	再任
6	委員			副理事長	清水 昌孝	同上		再任
7	委員	売買参加者	浜松市中央卸売市場 青果物商業協同組合	理事長	山本 寿範	同上	427-7153	新規
8	委員			副理事長	村上 百里	同上		再任
9	委員		浜松果物商業協同組合	副理事長	坪井 洋一郎	同上	427-7590	再任
10	委員	関連事業者	浜松市中央卸売市場 関連事業協同組合	副理事長	犬塚 幹夫	同上	427-7501	再任

浜松市中央卸売市場水産物部市場取引委員会名簿 (令和元年5月28日～令和4年4月30日)

番号		所属	団体名	役職名	氏名	所在地	電話	備考
1	委員	卸売業者	浜松魚類 株式会社	代表取締役社長	川村 雅美	浜松市新貝町239-1	427-7301	5/28代表取締役 社長就任(新規)
2	委員			専務取締役	荒熊 豊	同上		新規
3	委員		株式会社 浜松魚市	代表取締役社長	宮地 一郎	同上	427-7201	再任
4	委員			常務取締役	桑原 義隆	同上		再任
5	委員	仲卸組合	浜松市中央卸売市場 水産物仲卸協同組合	理事長	櫻井 秀己	同上	427-7381	再任
6	委員			副理事長	鈴木 行弘	同上		新規
7	委員	売買参加者	浜松市中央卸売市場 水産物商業協同組合	理事長	春日 大史	同上	427-7391	再任
8	委員			副理事長	鈴木 伸一	同上		再任
9	委員		浜松市中央卸売市場 水産物精算株式会社	代表取締役社長	秋 元 隆	同上	427-7491	再任
10	委員	関連事業者	浜松市中央卸売市場 関連事業協同組合	副理事長	長谷川 晴久	同上	427-7501	再任

令和元年度 第1回市場取引委員会資料「中央卸売市場業務条例改正(案)」について 令和元年8月29日

現行条例どおり:● 軽微な改正:○	現行条例を改正するもの:▲ 廃止するもの:× 新しく規定するもの:【新規】
○目的(第1条)	
●市場の名称、位置及び面積(第2条)	
	▲取扱品目(第3条) ・青果物:野菜、果実及びこれらの加工品 ・水産物:生鮮水産物及びその加工品 ・上記生鮮食料品等以外の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品等で市長が定めるもの
●開場の期日(第4条)	
	▲開場の時間(第5条) ・卸売業者の行う卸売のための販売開始及び終了時間の規定のみ廃止。 ・せり時間等は、卸売業者の公表事項(改正卸売市場法施行規則第5条)
●卸売業者の責務(第6条) ●卸売業者の数の最高限度(第7条)	
●卸売業者の保証金の預託等(第8条) ●保証金の額等(第9条) ●保証金の追加預託等(第10条) ●保証金による優先弁済(第11条) ●保証金の返還(第12条)	
	【新規】卸売業務の許可、事業の譲渡し、譲受け、合併及び分割、名称等変更、許可取り消し
●せり人の責務(第14条)	▲せり人の登録(第13条)→せり人の届出 ・登録制から届出制に変更し、せり人試験を廃止し、法令等の研修の実施する。 ×せり人の登録の更新(第15条)の廃止
●せり人の登録の取消し(第16条) ●せり人登録証の携帯(第18条)	×せり人の登録の消除(第17条)の廃止 ・せり人の登録の取消しに追記。
	【新規】卸売業者の開設者への事業報告書の提出

令和元年度 第1回市場取引委員会資料「中央卸売市場業務条例改正(案)」について 令和元年8月29日

現行条例どおり:● 軽微な改正:○	現行条例を改正するもの:▲ 廃止するもの:× 新しく規定するもの:【新規】
<ul style="list-style-type: none"> ●仲卸業者の数の最高限度(第19条) ○仲卸業務の責務(第21条) ●仲卸業務の名称等変更、許可取り消し、保証金等、譲渡、相続、事業報告書の提出(第22条～第28条) 	<ul style="list-style-type: none"> ▲仲卸業務の許可(第20条) <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者、卸売業者の役員、使用人の場合の許可できない規定の廃止 ・許可基準に、暴力団員等による許可できない規定を追加
<ul style="list-style-type: none"> ●売買参加者の承認(第29条) ●買出人の承認(第32条) 	<ul style="list-style-type: none"> ×名称等変更、承認取り消し(第30条、第31条)の条例規定を廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・売買参加者の詳細規定(承認資格内容、名称等変更、取消し規定)を要綱へ変更。 ×売買参加者及び買出人の責務(第32条の2)の規定を廃止
<ul style="list-style-type: none"> ○関連事業者の責務(第35条) ●保証金等、名称変更等、許可取り消し(第36条～第39条) 	<ul style="list-style-type: none"> ×関連事業者の設置(第33条) <ul style="list-style-type: none"> ・現行条例の関連事業者の許可の基準(第34条)と統合 ▲関連事業者の許可の基準(第34条) <ul style="list-style-type: none"> ・許可基準に、暴力団員等の許可ができない規定を追加
	<ul style="list-style-type: none"> 【新規】関連事業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・関連事業者の地位の継承、相続、合併等に関する内容を追加。
<ul style="list-style-type: none"> ●売買取引の原則(第40条) 	<ul style="list-style-type: none"> ▲売買取引の方法(第41条) <ul style="list-style-type: none"> ・卸売は、全てせり売、入札の方法若しくは相対取引 ・開設者による売買取引の方法の公表義務追加 ・現行条例:1号、2号、3号物品の規定廃止
	<ul style="list-style-type: none"> ×相対取引の承認申請等の廃止(第42条)
	<ul style="list-style-type: none"> ▲卸売業者の業務の規制(第43条) <ul style="list-style-type: none"> ・開設区域内指定を廃止。 ・申請事項に取引先名称及び業務の内容を明記。
	<ul style="list-style-type: none"> ▲差別的取扱いの禁止(第44条) <ul style="list-style-type: none"> ・開設者の取引参加者に対する差別的な取扱いの禁止事項追加

令和元年度 第1回市場取引委員会資料「中央卸売市場業務条例改正(案)」について 令和元年8月29日

現行条例どおり:● 軽微な改正:○	現行条例を改正するもの:▲ 廃止するもの:× 新しく規定するもの:【新規】
	×卸売の相手方の制限(第三者販売)の廃止(第45条) 【新規】仲卸業者、売買参加者以外のものへの卸売の月ごとの報告
	×市場外にある物品の卸売の禁止(商物一致の原則)の廃止(第47条) 【新規】市場外にある物品の卸売の月ごとの報告 ※市場外指定保管場所を有する場合の届出報告(随時)
	×卸売業者の卸売の相手方としての買受けの禁止の廃止(第48条) 【新規】卸売業者の卸売の相手方としての買受けの月ごとの報告
	×卸売業者の物品の受託等の制限の廃止(第49条)
	×委託手数料以外の報酬の收受の禁止の廃止(第50条)
	【新規】卸売業者による売買取引の条件の公表 ・営業日、営業時間、取扱品目、生鮮食料品等の引渡し方法 ・委託手数料その他の卸売取引に係る出荷者、買受人が負担する手数料等 ・販売代金の支払期日、方法 ・出荷者、買受人に交付する奨励金、その他金銭の種類、内容及びその額等 ・卸売業者が販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めた場合は、市長への届出を要するとともに、内容を変更した場合も同様。 ×受託契約約款の条例規定の廃止(第51条) ×受託契約約款の掲示の廃止(第51条の2) ×受託物品の受領及び検収の規定の廃止(第52条) ×卸売物品の相手方の明示及び引取りの規定の廃止(第53条)
	▲販売原票の提出(規則第62条) 【卸売の記録の提出】(新規条例規定) ・販売原票及び売買仕切書の毎開場日電子等報告

令和元年度 第1回市場取引委員会資料「中央卸売市場業務条例改正(案)」について 令和元年8月29日

現行条例どおり:● 軽微な改正:○	現行条例を改正するもの:▲ 廃止するもの:× 新しく規定するもの:【新規】
<p>仲卸業者の業務の規制(第54条) ●仲卸業者が市場内において生鮮食料品等の販売の委託の引受けをしてはならない。</p>	<p>▲仲卸業者の業務の規制(第54条) ×直荷引きに関する事前申請、報告等の条例規定は廃止 【新規】仲卸業者が直荷引きして販売したときは、市長へ月ごとに販売実績報告を規定。</p>
	<p>▲仲卸業者の兼業業務申請(第55条) ・申請者氏名、名称、業務内容及び必要な理由、業務開始予定日、事業計画に加え、取引先氏名、名称及びその業務内容についてを追加</p>
<p>●売買取引の制限(第56条) ・せり売等による卸売での売買の差し止め、せり直し等を命じる規定。 ・談合その他不正な行為があるときや、取引参加者が、買受代金の支払を怠ったときなど。</p>	
<p>●衛生上有害な物品等の売買禁止等(第57条)</p>	
	<p>▲卸売予定数量等の報告(第58条) 【卸売業者による売買取引の結果等の市長への報告】 ・卸売業者は、卸売の数量及び価格その他売買取引の結果等を市長に報告すること。</p>
	<p>▲卸売業者による卸売予定数量等の公表(第59条) 【卸売業者による売買取引の結果の公表】 ①卸売予定数量 ②その日の主要品目の取引ごとの卸売数量、価格(高値、中値、安値) ③前月の委託手数料受領額、奨励金等の交付額</p>
	<p>▲開設者による卸売予定数量等の公表(第60条) 【開設者による売買取引の結果等の公表】 ①卸売予定数量 ②その日の主要品目の取引ごとの卸売数量、価格(高値、中値、安値)</p>

令和元年度 第1回市場取引委員会資料「中央卸売市場業務条例改正(案)」について 令和元年8月29日

現行条例どおり:● 軽微な改正:○	現行条例を改正するもの:▲ 廃止するもの:× 新しく規定するもの:【新規】
	<p>▲仕切り及び送金(第61条) 【支払期日及び支払方法その他の決済の方法】 ①卸売業者の委託物品、買受物品の委託者への支払に関する事。 ②卸売業者から買い受けた者の代金の支払に関する事。 ③仲卸業者から販売を受けた者の代金の支払に関する事。 ④市場における売買取引の支払方法は、現金及び送金の方法によること。 ⑤代金を受ける側と支払う側との間に契約を定める場合の支払に関する事。 ⑥開設者は、市場における支払方法及び支払期日に公表すること。</p> <p>×仕切り及び送金に関する特約(第61条の2) ×委託手数料の条例規定の廃止(第62条) ×売買仕切金の前渡し等の条例規定の廃止(第63条) ×買受代金の即時支払義務(第65条)</p>
	<p>▲出荷奨励金の交付(第64条) 【出荷奨励金の報告】 ・卸売業者が生鮮食料品等の安定供給のため出荷奨励金を交付したときは市長へ報告。</p>
	<p>×卸売代金の変更の禁止の廃止(第66条)</p>
	<p>▲完納奨励金の交付(第67条) 【完納奨励金の報告】 ・卸売業者は卸売代金の期限内完納を奨励するため、完納奨励金を交付したときは市長へ報告。</p>
	<p>×物品の品質管理の方法の規定の廃止(第67条の2)</p>
●施設の使用指定等(第68条)	
●用途変更、転貸等の禁止(第69条)	
●原状変更の禁止等(第70条)	
●返還(第71条)	
●指定又は許可の取消しその他の規制(第72条)	
●補修命令(第73条)	
●使用料等(第74条)	

令和元年度 第1回市場取引委員会資料「中央卸売市場業務条例改正(案)」について 令和元年8月29日

現行条例どおり:● 軽微な改正:○	現行条例を改正するもの:▲ 廃止するもの:× 新しく規定するもの:【新規】
●使用料の減免(第75条)	
	【新規】指導及び助言の規定の追加 ・開設者は、取引参加者に対して、条例、規則を遵守させるための必要な指導、助言ができることを追加
	▲報告及び検査(第76条) ・業務検査時に市長が指名する者を追加。
	▲改善措置命令(第77条) ・卸売業者の財務基準による規定を追加 (流動比率:100%、自己資本比率:10%、経常損失:三期連続)
	▲監督処分(第78条) ・条例、規則違反においての過料10万円から5万円に変更。
●処分による損害賠償責任(第79条)	
●市場開設運営協議会の設置(第80条)	
	×市場取引委員会の規定の廃止(第80条の2)
●卸売の業務の代行の規定(第81条)	
●無許可営業の禁止の規定(第82条)	
●市場への出入り等に対する指示(第83条)	
●市場秩序の保持等(第84条)	
●自動車の登録の義務(第84条の2)	
●許可等の条件(第85条)	
●委任(第86条)	

現行業務条例	団体の意見	市の意見
<ul style="list-style-type: none"> ・第54条(仲卸業者の業務の規制) ・第74条(使用料等)別表第5 ・規則第76条(使用料の納付期限) 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者の直荷引き市場使用料算定基礎額を販売金額から仕入金額の1,000分の2.5に変更するならば卸売会社も仕入金額に変更しないと不公平である。 ・売上高割使用料を廃止して施設使用料のみにすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直荷引きした場合の経理処理は、市場卸売業者の仕入販売実績と直荷引き仕入販売実績の区分に分ける必要があり、この仕分けが煩雑との意見を受け提案した。 ・しかし、改正卸売市場法施行規則第9条(卸売市場の適正かつ健全な運営に必要な条件)に規定されているとおり、「当該市場の業務運営に必要な資金を確保する」が中央卸売市場の認定条件であり、当市場運営において重要な市場使用料にかかるとともに、卸売業者との公平公正という観点を捉えても、直ちに、判断できるものではないため、もう少し時間をかけて検討していく事項と判断し、今回の条例改正での検討事項から外して考えたい。 ・なお、売上高割使用料の廃止については、今後の市場整備も含めて検討していくため、今回の条例改正には、反映しない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者が直荷引きする場合、卸売業者が行っている販売原票、売買仕切書等必要書類はどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行条例規則の第59条の「物品販売届出書」(第51号様式)を基に報告書の提出を検討している。(資料3参照)

第51号様式(第59条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

仲卸業者氏名(名称及び代表者氏名)



物品販売届出書

浜松市中央卸売市場業務条例第54条第5項の規定により卸売業者以外の者から物品を
買入れて販売したので、次のとおり届け出ます。

記

品名	産地	等級	販売 数	販売 量	販売金額	販売先	許可月日・ 番号	販売完了 年月日